

鳥取沿岸海岸保全基本計画の変更に関する検討委員会（第2回） 議事概要

日時：令和7年11月20日（木）13:30～15:30  
場所：鳥取県庁第2庁舎4階 第34会議室（WEB併用）  
出席者：黒岩正光委員長（鳥取大学）、安田誠宏委員（関西大学）  
池田健二氏（日野川河川事務所）  
篠原仙充氏（日野川河川事務所）  
山田泰弘氏（鳥取市林務水産課、代理出席：小川小百合氏、WEB）  
山中敬太氏（米子市都市整備部、WEB）  
池本幸司氏（境港市建設部管理課、WEB）  
沖島祐一氏（岩美町建設水道課、WEB）  
三ツ井和彦氏（湯梨浜町産業振興課、代理出席：足立哲治氏、WEB）  
中原浩二氏（北栄町地域整備課、代理出席：岡本圭司氏、WEB）  
黒田武氏（琴浦町建設住宅課、WEB）  
桑本英治氏（大山町農林水産課、代理出席：竹中正樹氏、WEB）  
福井真一氏（日吉津村建設産業課、代理出席：吉田尚央氏、WEB）  
足立誠氏  
（鳥取県農林水産部農林振興局農地・水保全課、代理出席：山田和弘氏、WEB）  
村尾修一氏（鳥取県県土整備部河川港湾局）  
藤本直幸氏（鳥取県県土整備部河川港湾局港湾課、代理出席：中野伸太郎氏）  
露木裕文氏（鳥取県県土整備部河川港湾局港湾課）  
竹宮俊介氏（鳥取県県土整備部河川港湾局河川課）  
伊藤寛栄氏（鳥取県県土整備部河川港湾局河川課）  
椎木孝三氏（鳥取県県土整備部河川港湾局河川課企画担当）  
和田律子氏（鳥取県県土整備部河川港湾局河川課企画担当）  
矢隅健氏（鳥取県県土整備部河川港湾局河川課企画担当）  
小田大地氏（鳥取県県土整備部河川港湾局河川課企画担当）

議事内容：（1）第1回検討委員会の主な意見と対応  
（2）要施設整備箇所の選定と整備方針整理  
（3）今後の海岸保全対策  
（4）海岸保全基本計画の変更（素案）  
（5）今後のスケジュール

主な意見：

- 議事（1）第1回検討委員会の主な意見と対応
- （2）要施設整備箇所の選定と整備方針整理
- （3）今後の海岸保全対策

主な意見：

■気候変動を踏まえた計画外力の運用方法について

【安田委員】健全度調査結果の事例に示されているように、十分に耐用年数50年を確保できる構造であったり、これから新設する施設の場合、50年前よりも優れたコンクリートを使用できることから、施設改良を行う場合には、基本的に50年を目安とすればよいと考えられる。しかし、長寿命化計画の事例等も参考にしつつ、整備目標年を設定することが望ましい。また、構造の種類により耐用年数は大きく異なると考えられる。堤防・護岸のような大規模な工事が伴う施設については基本的に50年とすべきであるが、離岸堤のように補修が比較的容易で施工性の良い施設に関しては、必ずしも同一の基準とすべきではないと考えられる。P9に示す海岸保全施設の新設・改良時の留意事項の図表を活用し、適切に設定することが望ましい。

【黒岩委員長】施設の構造によって対応が異なることを踏まえ、今後の方針を決定することが重要であるとする。施設が耐用年数50年経過後に長寿命化を図るためには海面上昇も考慮

に入れる必要があり、無駄な手戻りが生じないように留意すべきである。

【鳥取県中野課長補佐】整備目標年の具体的な数値の設定についてはどのように考えるべきか。50年経過後にさらに20年、30年保たせるという意味合いか。それとも、50年経過後に損傷が見つければ、適切にメンテナンスを行いながら使用し続けるものの、メンテナンスが困難なほど損傷が著しかった場合やメンテナンス費用が工事費を上回る場合には更新や改良を行い、そこから再度50年の目標期間を設定するという意味か。

【鳥取県回答】具体的な数値は施設の個別状況により異なるため、本基本計画において明示することは困難と考えている。施設毎の点検状況を踏まえ、耐用年数を経過し著しい劣化が認められる施設は更新のうえ新設する必要がある。その際も一律に耐用年数を50年とせず、施設の状況を考慮したうえで2100年を目標年度とした更新を行う場合も想定している。そのため、施設の状況に応じて柔軟に対応していきたいと考えている。

【黒岩委員長】施設の耐用年数は一律に50年ではない。50年経過後、劣化は認められても供用可能な施設もあれば、更新が必要な施設については一新して2100年まで使用するという考え方もある。ただし、コスト面の影響が懸念される。

【安田委員】コストの観点からは、事前適応策の議論で施工性の悪いものや地盤改良が必要な施設についてはより長期を目指すとの記述があるため、再工事のコストが大幅に増加する場合には、50年後の2075年ではなく、2100年を目標とすることなど、費用も含めた文言を盛り込むべきである。

【黒岩委員長】健全度評価結果や背後地状況、コストなどについて詳細に検討しなければ具体的な設定は困難であり、基本計画本文には概略程度の記載にとどまると思われる。また、コスト評価においても従来の50年を基準としたB/C評価だけではなく、より先の期間を考慮に入れて検討しなければ最終判断はできない。

【鳥取県回答】最終的にはP31の外力の運用方法に基づいて検討している。ご指摘のコスト概念も追加し、基本計画本文の見直しを図ることとする。

#### ■余裕高の設定値（案）について

【黒岩委員長】余裕高の設定値については、大まかな決め方しかなく、他県において高潮の影響が懸念される東京湾や大阪湾では高めに設定されているため、鳥取県としては0.20mが妥当と考えられる。

【安田委員】最新知見では、2℃と4℃の気温上昇の中間程度になるといった緩和策側の予測結果もある一方で、4℃上昇は抑えられるとの見方もある。0.15mでも可能だが、安全側の0.20mで設定することで問題ないと考えられる。

【鳥取県回答】余裕高は0.20mとし、気候変動を踏まえた計画外力の運用方法の資料に追加する。

#### ■今後の計画護岸高の考え方について

【安田委員】海岸毎に地形条件（海底勾配）は異なり、うちあげ高に違いが生じることは当然であるため、沿岸一律の護岸高の設定は適切でなく、フレキシブルな設定が必要である。一方で、この数値だけが独り歩きしないように、P38の図に示す面的防護方式とセットで考える必要がある。

【黒岩委員長】護岸高は海岸毎に地形や波浪条件が異なるため、一律設定は適切でないと考えられる。ゾーン単位ではなく海岸毎の区分では、隣接海岸で極端な差異が生じる可能性があり、管理上の課題が生じるのではないか。

【鳥取県回答】現在は地区海岸毎のうちあげ高の最大値を採用しているが、天神川周辺ゾーン等では隣接海岸間で極端に差異がみられる場合もあるため、今後施設整備計画時に、詳細な検討が必要であると考えている。特に大山ゾーンは深淺測量の結果がなく、代表測線に基づきうちあげ高を算定しているため、施設整備計画時に地区海岸毎に詳細な検討を行い、計画護岸高を決定していく。

【安田委員】計画護岸高の数値のみで判断すると、P17・P19に記載の森林など背後地に影響がない地域にも護岸高を上げる必要が生じる可能性がある。面的防護の注釈と同様に、「背後地に宅地が迫っている場合は護岸で対応する」、「背後地の地盤高が高く影響が少ない場

合」「越波を許容できる土地利用状況である場合」「宅地が離れている場合」は必ずしも高くしなくてよい」などを考慮して整備するという文言や追記すべきと考えられる。

【鳥取県回答】ご指摘の注釈等を追加し対応する。

#### ■海岸保全基本計画の変更（素案）

【黒岩委員長】説明資料 P45 に「面的防護」という用語が記載されているが、将来の施設整備における対策内容を分かりやすく示すため、図示を併せて付けることが望ましいのではないかと。

【鳥取県回答】素案 P45 においては説明資料の図とは異なるものの、面的防護の考え方及び図を掲載している。

【安田委員】新旧対応表 P16 には人口減少に関する言及が欠けている印象である。鳥取県では沿岸域を生活拠点とする人口が比較的多いことから守るべき対象が多いとされてきたが、今後は出生率の低下に伴い人口減少が続く傾向にあり、この点を基本的な前提として記載する必要がある。国立社会保障・人口問題研究所のデータや国立環境研究所が発表した日本版 SSP 等の社会経済シナリオに基づく市区町村別人口推計も存在しているため、数値詳細までは不要としても、沿岸域の人口推移について把握し記述すべきと考える。

【鳥取県回答】人口減少に関する内容の資料・文言を追加する。

【安田委員】説明資料 P50 の事前適応策・順応的適応策の記述に関して、文末は「望ましい」までが適切と思われる。また、順応的適応策の 3 番目は実質的に事前適応策のものであり、本来の文脈と整合せず違和感がある。国総研資料では事前適応策の図の後に順応的適応策の図が示されているが、本計画では順番を入れ替え、順応的適応策を基本的に進め、必要に応じて事前適応策を講じる趣旨とする方が望ましいと考えられる。

【鳥取県回答】分かりやすい構成となるよう順序の入れ替えを検討する。

【黒岩委員長】説明資料 P58 左側の文章について、防護ライン（セットバック）の見直しから防護ラインの見直し（セットバック）に修正すること。

【安田委員】セットバックに関して、「海浜地形のモニタリング」の文言も追加し、海岸浸食が進行する場合にセットバックを検討する旨を追記すること。

【安田委員】津波対策について技術検討会では、将来の海面上昇量を加味した津波計算をする必要はなく、海面上昇量を加算した水位を目標とすることでよいという結論だった。L1 津波水位を見直さなかったわけではない。津波対策に関しての文言を修正すること。

【鳥取県回答】津波対策の記載内容について記載内容を修正する。

【黒岩委員長】護岸高の目安について、「従来は沿岸一律で T.P. +4.5m で整備してきた」とあるが、境港工区は T.P. +3.8m と設定されているため、適宜注釈や説明文を追加すべきである。

【鳥取県回答】注釈などを追記し対応する。

【黒岩委員長】「モニタリング」という用語が多用されているため、対象を明確化し統一的な表現に整理すること。モニタリングの内容が具体的に何を指すのかを示すことにより理解しやすくなると考える。また、人口資料に関し、鳥取市では人口が増加傾向と認識してよいか。

【鳥取県回答】令和 2 年国勢調査の結果に基づき整理したが、数値を再度精査する。

【鳥取県竹宮課長】説明資料 P62 「海岸保全基本計画実施時の留意事項」に、背後地状況やコスト配慮に関するご指摘を踏まえた文言を追加すること。

【黒岩委員長】砂浜保全のランク付けに関して、鳥取県内でデータが存在するか。また、存在する場合は基本計画の参考資料として掲載することは可能か。

【鳥取県回答】長寿命化計画策定時において砂浜のある海岸についてランク付けを実施しており、データは蓄積されている。5 年毎の点検に基づく評価であり、海岸状況の一時点の状況を示しているため、基本計画に掲載する予定は現時点でない。

【黒岩委員長】土砂管理ガイドラインと基本計画との位置づけはどのようになっているか。

【鳥取県回答】基本計画は平成 14 年に策定し、平成 17 年に土砂管理ガイドラインが策定された。今後、基本計画の変更に伴い土砂管理ガイドラインの記載内容に見直しが必要であれば検討する。